

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年7月17日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 7/17

● 7月17日、イスラエル政府は、新型コロナウイルス感染者の増加を受け、感染防止のため規制強化策を発表しました。これらの規制のうち、邦人の皆様の生活に影響する主な内容を以下のとおり知らせします。

現在のルールの下では、内閣は新しい制限を即座に課す権限を持っており、その後、クネセット（イスラエル国会）がそれらの承認又は取消しについて決定することができます。今後も制限措置の動向にご注意ください。

- 1 7月17日17時から適用される制限措置（終了日は明示されていません）
 - ・ スポーツ用のジム及びスタジオの閉鎖（競技選手用を除く）
 - ・ レストラン及び食堂の店内営業・利用の禁止（テイクアウトと宅配サービスのみ営業を許可）
 - ・ ホテル内のレストラン及び食堂内の滞在人数を35%まで制限
 - 2 今後の週末（金曜日17時から日曜日5時（午前）までの期間）適用される制限措置
 - ・ 外出における距離制限は課されない
 - ・ ビーチにおける遊泳の禁止（直近の週末に当たる17日、18日を除く）
 - ・ 商業店舗、モール、小売業、理髪店、美容サロン、図書館、動物園、美術館、展示場、公衆プール、観光地域及びケーブルカーの閉鎖
- ※ 上記制限は、不可欠なサービスである食料、医薬品、衛生製品店や通信機器を扱う施設等には適用されない。
- ※ 上記制限は、ホテル内の遊泳プールには適用されない（プールの利用はホテルの宿泊客に限る）。

● また、同日、上記に加えて、感染拡大防止の観点から群衆を減らす方針の下、以下の制限措置も合意されました。

なお、教育機関の閉鎖に関しては現時点で結論が出ておらず、継続審議となっていますので、今後の動向にご注意ください。

- 1 集まりの制限（閉鎖された空間では最大10人、開放された空間では最大20人まで）
- 2 官公庁での受付窓口の削減（オンライン受付を除く）
- 3 官公庁職員の出勤制限（50%）
- 4 職場における食堂の閉鎖

(首相府発表プレスリリース URL)

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_restricions170720

当地におけるその他の新型コロナウイルス感染防止策については下記【参考情報】をご参照ください。

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語版

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語版

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

(パレスチナ保健省)

アラビア語版

<https://www.facebook.com/mohps/>

(新型コロナウイルスに関し当館から発出したこれまでの情報提供)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0970>

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/tokou-jouhou20200623.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法のご案内)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100070221.pdf>

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>